

『魏志』倭人伝の「告諭」と「以死」

——卑弥呼他死説に寄せて——

三木太郎

はじめに

よく知られているように、『魏志』倭人伝には、「告諭」という用語が二カ所見えている。語の意味は、〈告げさとす〉ということ、理解に苦しむような難語ではない。諸橋徹次著『大漢和辞典』（大修館書店）を見ても、意味は〈へつげさとす〉とだけしか記載されていない単純な熟語である。したがって、この二カ所の「告諭」について研究史上特に注意が払われてきた形跡がないのも当然といえる。

ところが、在野の研究者である阿部秀雄氏によって、「為檄告諭之卑弥呼以死」の、「檄」「告諭」と「以死」が不可分の関係にあり、したがって卑弥呼は殺されたとの指摘があつてから⁽¹⁾、作家の松本清張氏による「以死」についての新解釈も提示されるに至つた⁽²⁾。

この両者の新見解が十分な文献理解から導かれたものでないことはかつて指摘しておいたが⁽³⁾、このごろ在野の研究者奥野正男氏によって阿部説と相似の見解が再提起されたので⁽⁴⁾、改めてこれらの一連の新説が、通説に比してより可能性を持つ判断かどうかを検証しておきたい。

(一)

はじめに便宜のため、「告諭」「以死」に関する倭人伝の一文を記しておく。

A 其八年、太守王頌到官。倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡說相攻撃狀。遣塞曹掾史張政等因齋詔書黃幢、拜假難升米爲檄告諭之。卑彌呼以死、大作冢、徑百餘步、狗葬者奴婢百餘人。

B 復立卑彌呼宗女壹與、年十三爲王、國中遂定。政等以檄告諭壹與、壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還、因詣臺、獻上男女生口三十人、貢白珠五千、孔青大句珠二枚、異文雜錦二十四匹。（原文、句読点ともに、中華書局版『三国志』による。但し中点・傍線は省略）

右三氏が問題にしているのは史料Aの①②、あるいは③の個所であり、Bについては不問に付されているが、BはAとの比較のために併載した。

三氏がAから得られた結論は次の通りである。

- (1) 郡使が檄（ふれぶみ）を作って難升米に告諭したのは、卑彌呼を死亡させるため。（阿部説）
- (2) 卑彌呼は狗奴国との重大な戦いに敗れ、その責を負って諸部族長たちに殺された。（松本説）
- (3) 帯方郡使の張政らは、狗奴国との戦争にたいする立場を檄で示し、倭国側のとるべき態度を告諭し、これによって卑彌呼は死に追いやられた。（奥野説）

阿部氏は、まず③の「以死」の用語に注目し、それを「以て死す」と読みとり、この「以」は①②（檄を為りて告諭す）を受けているので、①②が原因、③（以て死す）が結果であるとの判断から、「以」は原因・結果の関係をは

きりさせるために用いられた語であるとされる。

松本氏は「以」を「よって」と読み、死の原因を狗奴国との敗戦の責任に求めておられるから、①②を「死」の直接原因とする阿部説とはかなり解釈を異にするが、「以」が卑弥呼が殺されたこと、さらにその原因まで示しているという点では共通している。

奥野氏は「以」を「よって」（それがために）と読解する点で松本説と似るが、①②（檄・告諭）が死の原因となつたとする点で阿部説と大同である。

この三説に共通しているのは、「以死」の「以」を「死」の理由をあらわす連詞的用法としてとらえていることであるが、「告諭」について論ずるまえに、その点についてみてみよう。

『大漢和辞典』は、「以」の用法をこのように述べている。

- (一) 用ひる。
- (二) ひきいる。
- (三) して。にして。而して。
- (四) もつて。ここを以て。かくして。よって。（意味を強める辞）
- (五) と。ともに。
- (六) やむ。
- (七) もつてする。為す。なる。
- (八) これ。この。

(九)もつて。(時を表わす詞)

(十)もつてすれば。もつてす。(事を論ずる標準を表わす)

(十一)ゆゑ。

(十二)おもふ。おもふに。

(十三)はなはだ。

(十四)およぶ。

(十五)より。て。

『大漢和辞典』が必ずしも「以」のすべての用法を網羅してないことは、〈すでに〉という使い方が漏れていることでも分かるが、それにしても、「卑弥呼以死」の場合、(三)、(四)、(七)、(九)、(十)、(十一)、あるいは〈すでに〉などの意味を充てても、ふつごうではない構文になっているので、三氏のように自身の読解が正しいというからには、よほどの確とした根拠がないと独断の気味をまぬがれない。そこで阿部氏・奥野氏は全体の文脈に注意し、まず(四)の読み方を重視するとともに、(四)が「意味を強める辞」としているのにとどまらず、一歩つつこんで、「もつて、よつて」とある以上、原因がなければならぬとの判断から、「檄・告諭」を原因としてとらえたわけであるから、その点は評価できるものがある。松本氏の場合は、その原因を「檄・告諭」に求めなかったために、両氏よりも現実性を欠く推論におわつたといえる。

(二)

では「卑弥呼以て死」は、これまでどのように読解されてきたであろうか。三品彰英編著『邪馬台国研究総覧』一四四～一四五頁（創元社）によると、

- (1) 卑弥呼以て死す（たとえば本居宣長）
- (2) 卑弥呼以て死せり（たとえば内藤虎次郎）
- (3) 卑弥呼死するを以て（たとえば伊瀬仙太郎、東一夫）とある。

試みに、戦後の研究書で書き下し文を掲載する何点かの事例をアト・ランダムに取りあげると、(1)に属するのは和田清・石原道博⁽⁵⁾、市村其三郎⁽⁶⁾、原田大六⁽⁷⁾、佐伯有清⁽⁸⁾、山尾幸久の諸氏⁽⁹⁾。(2)に属するのは、尾崎雄二郎・一海知義の両氏と筆者⁽¹¹⁾。(3)は他になく、伊瀬・東氏⁽¹²⁾だけである。これで、(1)の「以て死す」という読み方が主流をしめていることがわかる。(1)はおおむね、(一)節で掲げた『大漢和辞典』の(四)の読み方と共通するものであるうから、読みだけについていえば、阿部、松本、奥野氏の新見解もこの延長線にあつて特に異とするに足りない。とはいえ、解釈の点ではつきりと袂別している。

これまで(1)（以て死す）の読法をとる論者は、「以」を強意の辞としてとらえることはしても、原因を受ける語とは受けとらなかつた。だからこそ、①②と③の流れを、「檄を為りて之を告諭す（せしむ）。卑弥呼以て死し」のように、②と③の間に句点を入れて区切って理解したのである。このように句点で切るかぎり、(3)の読法をとっても(1)

と大きな距たりを生じない。(3)の論者がやはり句点で切っているのはそうした意味で(1)と共通の認識に立っていると見える。「之を告諭す。」でこの句が終るとの判断は、従来の日本の研究者だけでなく、中華書局版『三国志』の加筆者においても同様であったことは、(一)節に一文を掲げてあるので了解されよう。

このように「之を告諭す。」と読んだからには、文句はここで完結したことを意味するわけだから、次句の連詞が「因」とあるならばともかく、「以」とあるのに先句の内容を受けるとするのは無理である。「以」には、「因」ほどの強い用法はないのである。

それでは、句点で切らずに読点でつなげて読めばよいかというと、そうもいかない。この文句は、やはり句点で切って読むのが、構文上からいっても自然である。

したがって、三氏の新説は、すでに読法と解釈の関係において自己矛盾をおこしているといわなければならない。

だがひるがえって、阿部・奥野両氏は、「告諭」に重大な関心を払い、阿部氏は「告諭」そのものに「普通では承服させることがむずかしい事柄を、説得し承服させることができた事件」に用いられる性格があると認識することで、卑弥呼の他死を予想したのである。一方、奥野氏は一歩進めて書例に着目し、告諭した以上、その結果が記されるのが当然との判断から、「卑弥呼以死」をその結果としてとらえたわけであるから、告諭にそうした性格あるいは充足性を求めることが妥当かどうか、『三国志』の「告諭」の用例を通して明らかにする必要があるであろう。

(三)

阿部氏の史的根拠は、『魏志』鮮卑伝の次の一文にある。

太和二年、豫遣譯夏舍詣比能女埜鬱築鞬部、舍爲鞬所殺。其秋、豫將西部鮮卑薄頭・泄歸泥出塞討鬱築鞬、大破之。還至馬城、比能自將三萬騎圍豫七日。上谷太守閻志、柔之弟也、素爲鮮卑所信。志往解諭、卽解圍去。

(予(田予)、訳の夏舍を遣わして比能(軒比能)の女埜鬱築鞬の部に詣らしむるに、舍(夏舍)、鞬(鬱築鞬)の為に殺さる。其の秋、予(田予)、西部鮮卑の薄頭・泄歸泥を將いて塞を出でて鬱築鞬を討ち、大いに之を破る。還りて馬城に至るとき、比能(軻比能)、自ら三万騎を將いて予(田予)を囲むこと七日なり。上谷太守の閻志は、柔(閻柔)の弟にて、素より鮮卑の為に信ぜらる。志(閻志)、往きて解諭し、即ち囲みを解きて去る。)(中華書局版による)

阿部氏は言われる。「すなわち太守の閻志は、軻比能を(解し諭し)て包围をとかせ、烏丸校尉の田子らを救出したという。つまり普通では承服させることがむずかしい事柄を、説得し承服させることができた事件に(諭す)をもちいたのであり、倭人伝に記されている郡使の(告げ諭す)二例もその例外ではない。⁽¹³⁾」と。

阿部氏のこの見解には、いくつかの疑問が生じる。

まず第一に、「告諭」の内容を論ずるのに、他の告諭の例をあげずに「解諭」の例をあげて、倭人伝の告諭の二例も同じだと言いつけるのは果断にすぎる。第二に、『三国志』には告諭の例がかなり多くあるのに、それを採録されていないのは手抜きである。第三に、論理に飛躍がある。なぜなら、かりに「説得・承服」という強制行為を「告諭」が含むとしても、死に追いやるという絶対的行為まで「告諭」の範囲に入れてよいかどうか、これは別に論証を要する重要な問題である。「告諭」によって、或る国の王が死に追いやられたという用例が確かめられないかぎり、「告諭」による他死という結果を想定することは明らかに行き過ぎである。第四に、倭人伝の内容理解に矛盾がある。(一)節の

史料Aに明らかかなように、正始八年（二四七）に倭の載斯烏越らが帯方郡におもむいたのは、狗奴国との交戦に対して何らかの援助を求めるためであったはずだ。その要請によって、帯方太守の王頎は張政らに、かつて斉王から難升米に下賜することを命じられていた黄幢と、その事を命じた斉王の詔を持たせ、更に対狗奴国の対応を記した檄（ふれぶみ）によって難升米に告諭することを命じて派遣した。したがって張政らの任務は、倭人伝に記されているように、①詔書によって難升米に黄幢を拝仮すること。②檄によって難升米に対狗奴国の方策を与えること。―であったはずである。にもかかわらず、阿部氏のように理解するとなると、交戦の鎮定を目的で来ながら張政は、その具体的手段としては何もなさず、単に卑弥呼を殺すことを難升米に告諭したことになり、倭人伝を矛盾の多いものにしていく。阿部氏は卑弥呼を死亡させた理由として、「狗奴国王を（名実とも倭王）として擁立するための前提条件であった⁽¹⁴⁾」と説くが、謬説も甚だしいといふべきである。

(四)

奥野説に目を転じよう。奥野氏は、告諭が結果を充足している書例として、次の例文を示されている。

(1) 爲檄告縣、趣具食（檄を為りて県に告げ、趣して食を具えしむ）（『史記』酷吏列伝）

(2) 何以丞相留收巴蜀、鎮撫諭告、使給軍食（何は丞相を以て留りて巴蜀を収め、鎮撫諭告して、軍の食を給せしむ）（『史記』肅相国世家）

(3) 齊因告諭、爲陳禍福、升遂送上印綬、出舍求降（齊は因って告諭し、禍福を陳れば、升は遂に印綬を送上し、舍を出で降を求む）（『吳志』十五、賀齊伝）

そして、「このような例文でみてわかるように、檄で示し、口頭でその内容を告げ諭し、次にその結果が記されている。このような用例の場合、文の構成としては、告諭（告、諭、諭告の場合もある）のあと、その告諭にもとづいた行為の結果が記されている。このことが、〈以死〉の解釈をする場合に注目すべき点であろう。」⁽¹⁵⁾と自説を結論づける。

たしかに右の三例は、告、諭告、告諭の行為のあと、結果を記している。これは当然のことで、告諭に限らず、ある働きかけが他者に対しておこなわれれば、必ず何らかの動きが受け手側に表われるのが自然である。だが、受け手の動き、つまり働きかけの結果が文章に書かれるかどうか、言いかえれば、記録として常にとどめられるかどうかは別の問題である。史書としての『三国志』が、一貫して原因・結果を書き示していることが確認されていて、倭人伝の史料Aの告諭のところだけ結果があいまいになっているというなら、「以死」を無理にでも結果を示す文言としてとらえることもやむをえない。が、奥野氏はその論証をすましていない。氏が結果を書いていると例示した三例中の二例は、『史記』であって、『三国志』ではない。もし『三国志』の中に、行為だけが記され、結果が省略されている例があるとすれば、倭人伝のAの書き方も、同じく省略例としてみなすことができるから（後述）、結局、奥野氏の推論を支える論拠は「以死」の「以」の用法があるからというにとどまってしまう。しかも「以死」という場合、これが結果を示すとの判断は、先述のようにほとんど確度がないものである。⁽¹⁶⁾

したがって、奥野氏の、「卑弥呼は死に追いやられた」との見解がかって示されたさい、⁽¹⁷⁾在野の研究者白崎昭一郎氏が、「卑弥呼以死」と照応する同一構文の「今権以死」の事例に注目し、「〈卑弥呼が魏使のために死に追いやられた〉これは……全く当たっていない。〈卑弥呼、以て死す〉というのは『魏志』二十一の〈孫権以て死し〉^(マヤ三木)というの

と全く同じ表現である。呉の皇帝の孫権は、殺されたのでも詰め腹を切らされたものでもない。自然に病死したものである。従って卑弥呼の場合も自然死とするほかはない⁽¹⁸⁾。」と批判されたのは当然である。

ある程度、白崎氏の見解にも問題がないわけでもない。それは、白崎氏が比較に用いられた例文「今、権以て死し」が、実は「今、権^{すで}以にして死し」と読むべきものであることにおいてである^(補)。だが、白崎氏が、「人名＋以＋死」という構文が一致する事例を対比することで、卑弥呼他死説を排除されたことは、方法的に評価されるべきである。

この白崎氏の批判に対して、奥野氏はさらに「死」の用例を検討することによって、「〈死〉という言葉は自然死以外のさまざまな死をあらわす。したがって〈卑弥呼以死〉という場合、内容的に殺されているとしても、表現上〈死〉でよいのではあるまいか。⁽¹⁹⁾」と反問される。

奥野氏のこの対論は腑に落ちない。どうみても問題のすりかえとしか思えないのである。これまでのいきさつを見てみよう。

奥野氏はかつて全く理由を示されずに卑弥呼が殺されたと結論づけたのである。これに対し、白崎氏は同一構文によつて、「以死」とされる孫権が自然死だから、卑弥呼の「以死」も自然死と考えるべきだと言われた。白崎氏が問題にされたのは、表現と内実の関係である。表現が同じであるのに、内実が全く異っていたのでは、内容を伝達する手段として正しくないとの認識があつての事と思われる。ところが奥野氏は、告諭が結果を必要とする行為であること。「以」が「それがため」と訳せるから、「以死」はその結果と判断できる、という趣旨のことをすでに前提として述べたように言いつくろい、ついで、構文の異なる他の文章から「死」の例を幾つか抜き出し、死には自殺も狂死

も刑死も賜死もあるから、白崎氏のように固定的にとらえるのは正しくないと対論されている。こういう議論の進め方は、すくなくとも対論の手段としては避けなければならない。奥野氏がまずなすべきことは、「人名十以十死」という構文で示された「死」が、はっきりと他死を表している用例を見出すことである。それができないかぎり、奥野氏の対論に分がないとみるべきである。

奥野氏が言われるように、死には色々ある。だから「死」という言葉だけで、自然死と決めつけることはできない。だが、史書もその点に留意して、自然死以外の死にはおおむねその内容を付加している。

事実、奥野氏が例載した文をみても、「死」の前提として「自斃」「罪」「賜」など、「死」を強制的に行なう意志や判断が示されている。したがって、何らかの強制的意志が記されない「死」は、普通には自然死とみるのが当然である。奥野氏もそう判断されたからこそ、告諭を原因と考えられたのではないのか。

いずれにしても「告諭」に「以死」の原因を求めることは無理である。そのことは、次章でさらに確認されるであろう。

(五)

『三国志』の「告諭」「告諭」の用例は次のようである。

(1) 然興動大衆、猶有勞費、宜告諭威德、開示仁信、使知順附和同之利。：彘、孫權支屬、忠良見事。其遺紹南還以彘爲副、宣揚國命、告諭吳人、諸所示語、皆以事實、若其覺悟、不損征伐之計、蓋廟勝長算、自古之道也。

(然も大衆を興し動かすは、なお勞費あり、宜しく威徳を告諭(つげさとす)し、仁信を開示し、順附和同の利

を知らしむべし。：或（孫或）は、孫權の支属、忠良、事に見る。其れ紹（徐紹）を遣わして南に還し、或（孫或）を以て副と為し、国命を宣揚して、呉人に告諭（つげさとす）し、諸の示し語る所、皆事実を以てし、其の覚悟の若く、征伐の計を損ぜず、蓋し廟勝長算するは、古自りの道なり。）（『魏志』三少帝紀）

この文は、咸熙元年（二六四）に、魏の元帝によって発布された詔の部分だが、整理すると、告諭の行為を命じたのは元帝。命じられたのは相国参軍事の徐紹と水曹掾の孫或。目的は、呉が孫休の死後、動揺しているので、この機会に江漢に臨み、魏の威徳を「告諭」し、魏が呉人に対して仁と信を以て望むこと、従えば利益のあることを知らしめることであつた。

従つて、この「告諭」の内容は、必罰強制行為というより、信賞懐柔の方策を示したもので、(三)節にあげた阿部氏の、告諭を強制行為と見る判断と著しく異なっている。

(2) 乃檄告諭諸羌、爲光等所註誤者原之。能斬賊帥送首者當加封賞。於是光部黨斬送光首、其餘咸安堵如故。

（乃ち檄（ふれぶみ）して諸羌に告諭し、光（麴光）等が為に註誤せらるる者をば之を原さん。能く賊帥を斬り首を送る者をば當に封賞を加うべし。是に於て光（麴光）の部党、光（麴光）の首を斬り送り、其の余咸く安堵すること故の如し。）（『魏志』劉、司馬、梁、張、温、賈伝）

この「檄・告諭」は、西平の麴光が郡守を殺害し造反したさい、麴光を誅戮するため、西平の羌人や胡人に宛てたもので、内容は、一旦、麴光に加担した者でも味方すれば罪を赦し、さらに麴光側の将を斬った者は封賞するというもので、これも懐柔を目的とするものである。奥野氏が予測するように、ここには結果が記されている。つまり、麴光は部下に殺され西平が収まったというのである。だがこの文は極めて具体的に記述されており、もし倭人伝の告諭

の意図が、このようなものに近かったのなら、やはりこのように、原因・結果が誰の目にも明らかかなように書きあらわされるのが普通であろうから、この史料はむしろ奥野説を否定するものである。

(3) 又遣吏民有恩信者、分布山谷告諭、出者相繼、乃使諸縣長吏各還本治以安集之。(又、吏民の恩信有る者を遣わし、山谷に分ち布きて告諭するに、出ざる者相繼ぎ、乃ち諸県の長吏を使って各本治に還し以て之を安集せしむ。〔魏志〕任、蘇、杜、鄭、倉伝)

梁興が造反して部下を連れて山谷にこもったので、鄭渾が信賞を明らかにし、誠意のある吏民を山谷に派遣し、梁興の部下に告諭させたという。その結果、梁興の部下の多くが山谷を出たというのであるから、これも結果が記されているが、文章表現は簡明である。告諭の意図は懐柔である。

(4) 北徼捉馬最驍勁、不承節度、嶷乃往討、生縛其帥魏狼、又解縱告諭、使招懷餘類。(北の徼の捉馬は最も驍勁、節度を承けず、嶷(張嶷)、乃ち往きて討ち、其の帥の魏狼を生縛し、又、解き縱ちて告諭し、余類を招懷せしむ。〔蜀書〕黄、李、呂、馬、王、張伝)

越巂郡で叟夷が治まらず、郡治は有名無実になっていた。そこで建興十四年(二三六)、張嶷を越巂太守に任命した。張嶷は善政を布き、よく治めたが北の界の捉馬という一族が、従わなかった。そこで捉馬の帥(かしら)の魏狼を生け捕りにしたが、赦して一族の招懷を命じたのである。したがって、この告諭は、捉馬の一族を招懷することを目的とした懐柔策である。その結果は、「表して狼(魏狼)を拜して邑侯と為し、種落三千余戸、皆土を安んじ職を供す。」とあるので、成功したことが分かる。

(5) 綝遣使以詔書告諭欽・咨等、使取據。(綝(孫綝)、使を遣わし詔書を以て欽(文欽)・咨(唐咨)等に告諭

し、扱(呂扱)を取らしむ。(『吳志』三嗣主伝)

太平元年(二五六)九月、孫綝は武衛將軍となるや、中外諸軍事を領し、孫綝の任官に不満を持つ驃騎將軍の呂扱と角逐する。そこで孫綝は、征北大將軍の文欽、前將軍の唐咨に吳の大帝の詔を以て告諭し、呂扱を討たせようとしたというのである。ここでも「呂扱を討つ」という告諭の目的がはっきりと書かれている。

(6) 壹子中郎將匡胤岱有舊、岱署匡師友從事、先移書交趾、告諭禍福、又遣匡見徽、說令服罪、雖失郡守、保無他憂。(壹(士壹)の子、中郎將の匡(士匡)、岱(呂岱)と旧有^{なしみ}り、岱(呂岱)、匡(士匡)を師友從事に署すや、先ず書を交趾に移し、禍福を告諭し、又、匡を遣わして徽(士徽)に見^{まみ}え、説きて罪に服せしめ、郡守を失うと雖ども、他の憂い無きことを保たしむ。)(『吳志』劉繇、太史慈、士燮伝)

孫權が交趾以北を広州として区画し、呂岱を刺史とし、交趾以南を交州として戴良を刺史に任じたさい、交趾太守を陳時に命じた。これに不満だった士徽は、かつて父の士燮が交趾太守であったことを楯に、自ら交趾太守の職務を遂行した。広州刺史の呂岱は、士徽誅殺の詔を受けると、士徽の従弟の士匡を招き、士匡を師友從事として士徽の説得に当たらせる一方、禍福を告諭したというのである。この結果としては、士徽はやがて誅殺されるが、それは告諭の結果ではなく、孫權の詔の意志に基づくものである。ここでの告諭は、むしろ「禍福」をといたのであるから、偽りの懐柔策であったといえる。

(7) 權答曰、「腹心舊勳、與孤協事、公瑾有之、誠所不忘。昔胤年少、初無功勞、橫受精兵、爵以侯將、蓋念公瑾以及於胤也。而胤恃此、酗淫自恣、前後告諭、曾無悛改。……」。(權(孫權、吳の大帝)、答えて曰く、「腹心旧勳、孤^{われ}と事を協^{あわ}せること、公瑾に之^{これ}有り、誠に忘れざる所。昔、胤(周胤)、年少にして、初めより功勞無

きも、横よこしまに精兵を受け、爵は侯将を以てす、蓋し公瑾を念い以て胤周胤に及ぼすなり。而も胤周胤、此を待みて、酗くゐん淫（酔ってみだら）自恣し、前後告諭するも、曾て悛改無し。……」。（『吳志』周瑜、魯肅、呂蒙伝）

赤烏二年（二三九）、諸葛瑾・歩騭の連名の上疏に対して答えた孫権（大帝）の綸言の一部である。ここでは、周胤が酔ってみだらであり、自分勝手な事をしているので、孫権が何度か告諭したが、これまで一度も悔い改めなかつたと言っている。告諭が、刑法的な強制力を持たないことを示す好例である。

(8) 昔尉佗叛逆、僭號稱帝、于時天下~~×~~安、百姓殷阜、帶甲之數、糧食之積、可謂多矣、然漢文猶以遠征不易、重興師旅、告諭而已。……」。（昔、尉佗（漢の南越王の趙佗）、叛逆し、僭号して帝を称せしとき、時に天下~~×~~が安、百姓殷富にして、帶甲の數、糧食の積は、多しと謂つ可くも、然も漢文（漢の文帝）猶お遠征の易からざるを以て、師旅を興すことを重んじ、告諭するのみ。……」。（『吳志』虞、陸、張、駱、陸、吾、朱伝）

嘉禾元年（二三二）、陸瑁が大帝に上疏した文の一部である。

かつて漢の南越王の趙佗がその地に拠って天子を僭称したとき、漢の文帝は、遠征の条件をすべて保有していたにもかかわらず、大事をとって遠征をせず、趙佗に告諭するにとどめたというのである。本文にはその結果は記されていない。また、目的も省略されているが、おそらくは懷柔策であったと考えられる。

(9) 升畏齊威名、遣使乞盟。齊因告諭、爲陳禍福、升遂送上印綬、出舍求降。（升（商升）、齊（賀齊）の威名を畏れ、使を遣わして盟を乞う。齊（賀齊）、因つて告諭し、為に禍福を陳ぶるや、升（商升）、遂に印綬を送り上り、出舍し降を求む。）（『吳志』賀、全、呂、周、鐘、離伝）

建安元年(一九六)、侯官長の商升が東治に走った王朗を援けて兵をあげた。孫策(孫権の兄)は永寧長の韓晏を南部都尉として討伐のために派遣したが、かえって商升のために敗れた。そこで、賀斉を都尉としてあらためて討伐に向かわせた。これを知った商升は賀斉の勇名をおそれ、賀斉と同盟を結ぶことでその難をのがれようとした。そこで賀斉はその機会をとらえて商升に告諭し、孫策に対抗することの是非を述べたわけである。その結果、商升は降つたという。

(六)

以上、告諭の九例をみてきたが、阿部・奥野氏の問題提起の是非を明確にするため、一覧表にしたのがこれである。
 〈告諭〉

記事番号	対象	目的	連詞	結果	出所
1	敵方	信賞懐柔		成功	魏の元帝の詔
2	敵方	信賞懐柔		成功	
3	敵方	信賞懐柔		成功	
4	敵方	信賞懐柔		成功	
5	味方	討伐		(成功)	
6	知友	懐柔		成功	
7	臣下	教誠		不成功	
8	敵方				
9	敵方	信賞懐柔		成功	

呉の大帝の論言
 呉の陸疏の上疏

まず表の内容を以て阿部説に對比してみよう。

阿部氏は、「普通では承服させることがむずかしい事柄を、説得し承服させることができた事件に（諭す）をもちいた」と言われた。だが、表の7によると、呉の天子が臣下に態度が悪いと教誡を目的とした告諭を行なったところ、然も一度ならず数度も行なっているのに、その臣下は悔い改めなかったという。

天子が臣下を誡める行為は、「承服させることがむずかしい事柄」ではない。当然の行為である。しかもその結果は不成功に終わっているのだから、「承服させることができた事件」というものでもない。この一事をもつてして、阿部氏の前提はまったく拠り所を失ったのである。他の八例と史料Bの「告諭」の例も、阿部説を支えるものではない。告諭はあくまでも「つげさとす」行為であり、告諭行為そのものには、刑罰の行使という性格はない。したがって、告諭によって卑弥呼が死に追いやられたと判断することは、幻想に過ぎない。

奥野氏は告諭には結果が記されると判断された。表によるとおおむねそうした書式をとっていることがわかる。だが、表と史料Aの文章とを比較すると、事はそう簡単ではないことが分かる。奥野氏の理解に基づいてAを表にする、このようになる。

A	味方	—	以	成功(死)	
---	----	---	---	-------	--

張政らは倭の難升米に告諭した。味方の陣営に告諭することは表の5の例から見ても不思議ではない。だが5の例は、天子の詔を得て味方に告諭したのである。然もその内容は、敵対者を討つことであつた。

従つてこの例からすれば、難升米に卑弥呼を討たせる意味の告諭をしたとするならば、天子の詔が必要となるのは当然である。難升米に黄幢を拝仮するのでさえ、張政は天子の詔を持参している。親魏倭王の卑弥呼を殺すのに、詔

なしで事が運ぶなど考えるのは、制度的理解を全く欠いたものと言わなければならぬ。さらに、卑弥呼が倭と中国の敵対者であった筈はないから、この告諭から死を連想することはできないのである。

「以」が原因を受けているというが、告諭と結果を、「以」で連ねた用法は、九例中一例も見当たらない。むしろ、告諭の結果というのではないが、ある結果を呼び起こす連詞としては、表の9と史料Bに「因」が使われているのだから、「死」が告諭の結果として将来されたのなら、そしてこの関係を連詞的用法で表現することを意図したとすれば、おそらく「因死」とでも書いたにちがいない。いずれにしても、告諭と結果を結ぶのに、他の九例が連詞を欠いていることは、「以」を原因を示す連詞と見る阿部・奥野説にとつてきわめて不利である。史料Bもその場合の連詞を欠いている。

次に、告諭の九例中八例までが告諭の目的を記しているのに、表の8と史料A・Bはそれを欠いている。さらに8とAは、結果を欠いている点でも共通している。従って、告諭は必ず結果を必要とするとの奥野氏の前提はここにおいてもやはりくずれたといえる。

史料A・Bの内容は、前表に対応させると、次のように作表できる。

記事 番号	対象	目的	連詞	結果	出 所
A	味方			(訪魏)	
B	味方				

張政らは、帯方郡太守の檄文を難升米に齎らし、告諭した。その内容は表で明らかかなように不明である。だが、それが対狗奴国の方策授与であったことは疑いない。しかもその方策は、交戦の完遂ではなく和平の道を選ぶことであつたらう。前者が目的であれば、軍事顧問団の派遣で事足りるはずはないから、当然、軍団派遣も考慮されたにちが

いない。だがそれをせずに、若干の軍事顧問の派遣にとどまったのは、狗奴国との交戦がそれほど熾烈なものではなく、難升米に將軍・刺史の儀である黃幢を正式に授けることによって、和平を可能にしうるとの予測があったからであろう。おそらく、狗奴国は難升米の背後に強大な中国の力を看取し、和平交渉に応じて乱は収束に向かったとみるべきである。

『魏志』倭人伝を通じて知ることのできるのはせいぜいこの程度である。これ以上の推測は、今の段階では学問の範囲を超えたものというべきである。

おわりに

卑弥呼他死説について、『三国志』の「告諭」の文例を検証することによってその成立しがたいことを論証した。従って、「爲檄告諭之卑彌呼以死」の一文は、これまで通り「檄を為りて（為て）之を告諭す。」「卑彌呼以死」と分けて読むのが正しいことになったが、それでは、後者は「卑弥呼以て死す」でよいのだろうか。すでに白崎昭一郎氏は「今權以死」という同一構文に着目されたが、この一文は、奥野正男氏も述べておられるように、同じ内容を記した司馬彪『戰略』（『魏志』王、衛、二劉伝に加注）に、「今、權已死」（今、權は已に死し）とあるので、「今、權（孫權）、以に死し」と読むことがはっきりしている。

「人名十以十死」の構文が、『三国志』でどれだけ用いられているかは未検証だが、すくなくとも、「卑弥呼以に死す」という内藤湖南以降の読み方が、決して独断でないことが右によって傍証されているのだから、あとは内容

がそれにそぐえばよいのである。

上田正昭氏は正始六年(二四五)に、「詔して倭の難升米に黄幢を賜わ」ったのは、すでに卑弥呼が死んでいたことを思わせる⁽²¹⁾、との理由から、やはり「すでに」と読まれている。筆者も倭人伝の用語の検討、『日本書紀』や中国史書との比較、さらには『太平御覧』所引『魏志』との考証の結果、「すでに」と理解することの妥当性を証明している⁽²²⁾。

「卑弥呼^{すで}以にして死せり」は、今の段階では、もつとも確度の高い読解というべきである。

(昭和五十六年十一月二十八日)

〔本稿は昭和五十六年度文部省科学研究費助成(一般研究C)による研究成果の一部である〕

【註】

- (1) 阿部秀雄『卑弥呼と倭王』一四頁、二四〇～二四五頁。講談社。昭和四十六年二月
- (2) 松本清張『清張通史1 邪馬台国』二四二～二五四頁。講談社。昭和五十一年十一月
- (3) 三木太郎『魏志倭人伝の世界』九二～九五頁。吉川弘文館。昭和五十四年十月
- (4) 奥野正男『邪馬台国はどこだ』二四二～二五〇頁。毎日出版社。昭和五十六年九月
- (5) 和田清・石原道博『魏志倭人伝・(他三篇)』岩波書店「文庫」。昭和二十六年十一月
- (6) 市村其三郎『秘められた古代日本』創元社。昭和二十七年十二月
- (7) 原田大六『邪馬台国論争』三一書房。昭和四十四年五月
- (8) 佐伯有清『研究史 邪馬台国』吉川弘文館。昭和四十六年五月

- (9) 山尾幸久『魏志倭人伝』講談社「現代新書」。昭和四十七年七月
- (10) 朝日新聞学芸部『邪馬台国』所収、朝日新聞社。昭和五十一年九月
- (11) 註(3)拙著。
- (12) 伊瀬仙太郎・東一夫「魏志倭人伝精説」(山崎宏編著『東洋史上の古代日本』清水書店。昭和二十三年三月)
- (13) 阿部氏註(1)前掲書一四頁。
- (14) 阿部氏同書一五頁。
- (15) 奥野氏註(4)前掲書二四七頁。
- (16) 奥野氏は、「以」を「よって」(それがために)と読解できる例として、二例を証拠として示されているが、『大漢和辞典』で示した通り、「以」の用法は多岐であり、他に「それがために」と理解できる用法があっても、構文の異なる用例は傍証にならない。
- (17) 奥野正男「邪馬台国九州論」(季刊『邪馬台国』五号。昭和五十五年七月)一八二頁。なお、氏は註(4)前掲書で、「以上のような卑弥呼の死の解釈は、一応『三国志』やその他の中国文献の用例にそつたもので、それほど無理なこじつけはしていないと思う。卑弥呼が「死に追いやられた」という説は、結論として阿部・松本両説と同じである。「以死」が「死に追いやられた」という意味とすれば、「殺された」ことであるから「所殺」という表現をとるはずではないかという疑問が出るかもしれない。また、私のこの解釈は、白崎昭一郎氏から次のような批判をいただいたこともある。」(二四八頁)と述べ、その前後に「以」の用例、および檄・告諭が結果を必要とすることを例示しているが、すくなくとも白崎昭一郎氏が批判された註(17)前掲書の段階では、そうした手続きをとったことには一言もふれていない。したがって、氏の文(右引用文)を読み、ついでのあとに記載された白崎氏の批判文を読んだだけでは、白崎氏が、奥野氏が檄・告諭を原因とみ、以死を結果と判断した論証過程を全く無

視して批判されているようにみえる。筆者も、なぜ白崎氏がそんな片手落ちの批判をされたか疑問に思ったほどである。だが、注(17)の論稿をみて、はじめて納得がいったわけである。奥野氏のこうした文章構成は、心して避けるべきものである。

(18) 白崎昭一郎「邪馬台国は何万石？」(季刊『邪馬台国』六号。昭和五十五年十月) 二二〇頁。

(19) 奥野氏註(4)前掲書二五〇頁。

(20) 奥野氏右同書二四二頁。

(21) 上田正昭『倭国の世界』八六頁。講談社「現代新書」。昭和五十一年二月

(22) 註(3)拙著九六―一〇三頁。

補 このたび梓書院から季刊『邪馬台国』の九・十・十一号が贈られたが(57・2・13落手)、その九号(昭和五十六年七月)、に、白崎昭一郎「卑弥呼は殺されたか」が掲載されていて、そこでは「以」を「すでに」と読まれており、また主旨は本稿と結論的に接近しているので、その所説は評価できる。